

2019年8月1日

川崎市

市民文化局人権・男女共同参画室 御中

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)に対する意見

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ

理事長 藤田 順子

私たち生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープは「生命(いのち)を愛(いづく)しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念に掲げ、一人ひとりが互いに尊重し助け合うことで、安心して暮らせる社会、そして次世代により良い社会を繋いでいく持続可能な社会をつくるために事業活動をおこなっています。

私たちは、「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)について、全面的に支持し賛同を表明します。

記

川崎市は、この間ヘイトスピーチに公共施設が悪用されるのを防ぐため、事前に規制することを盛り込んだガイドラインを施行していますが、罰則規定が無いガイドラインなどではその実効性に課題がありました。

川崎市人権施策推進協議会の提言では、条例検討にあたり、「人権全般を見据えた条例制定であるべき」としており、本条例の特徴は「ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例」とすること、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を規制する条例として、「罰則等をもって規制する条例」としてとしています。罰則規定のある条例となることでその実効性についても大きく期待されます。

言論の自由について、危惧する声もあるかもしれませんが、差別的言動は人権の侵害であり、言論の自由が保障されるものではありません。希望ある市民社会のために、今回の川崎市の動きを全面的に支持し賛同します。

以上